

## 広島県告示第九百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田整形外科医院	安芸郡府中町宮の町一丁目八番三号	令和七年八月三〇日
府中石井城薬局	安芸郡府中町石井城一丁目五番三二一〇二号	令和七年一〇月一五日
河島脳外科クリニック	安芸郡海田町砂走一〇番三三三号	令和七年九月一日
好中歯科医院	豊田郡大崎上島町中野一七三七一一	令和七年九月一〇日